

平成 2 2 年 7 月

新川広域圏事務組合議会 7 月定例会会議録

平成 2 2 年 7 月 2 6 日開会

平成 2 2 年 7 月 2 6 日閉会

新川広域圏事務組合

平成22年 7月26日 黒部市役所宇奈月分庁舎議場において開く

議事日程

- 第1. 議席の指定
- 第2. 会議録署名議員の指名
- 第3. 会期の決定
- 第4. 議案第8号から議案第10号まで並びに報告第1号及び報告第2号について
(理事長提案理由説明)
- 第5. 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑
- 第6. 議案第8号から議案第10号までについて
(常任委員長報告、質疑、討論、採決)
- 第7. 議会運営委員会及び常任委員会の閉会中の継続審査

本日の出席議員 (12人)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 浦崎将隆君 | 2番 | 山崎昌弘君 |
| 3番 | 山本弘吉君 | 4番 | 中田尚君 |
| 5番 | 松原勇君 | 6番 | 辻泰久君 |
| 7番 | 川上浩君 | 8番 | 岩井憲一君 |
| 9番 | 松澤孝浩君 | 11番 | 元島正隆君 |
| 12番 | 梅澤益美君 | 13番 | 中陣将夫君 |

欠席議員 (1人)

10番 谷口一男君

説明のため出席した者

| | | | |
|------|-------|-------|--------|
| 理事長 | 澤崎義敬君 | 副理事長 | 堀内康男君 |
| 副理事長 | 米澤政明君 | 副理事長 | 脇四計夫君 |
| 事務局長 | 石崎勉君 | 会計管理者 | 沖本喜久雄君 |

総務課長 石田 静雄 君

業務課長 山岡 修一 君

CATV放送センター
所長 岩田 毅 君

エコぽ〜と
所長 水野 康秀 君

宮沢清掃センター
所長 前田 俊彦 君

クリーンぽ〜と
所長 田中 良政 君

職務のため出席した者

魚津市企画政策課長 川岸 勇一 君

黒部市企画政策課長 本多 茂 君

入善町企画財政課長 梅津 将敬 君

朝日町秘書政策室長 小杉 嘉博 君

午前10時00分 開会

「開会宣告」

○議長（辻 泰久君） 本日、7月定例会が招集されましたところ、ただいま出席議員は定足数であります。

これより、平成22年新川広域圏事務組合議会7月定例会を開会いたします。

本定例会における議案説明のため出席を求めている者は、理事長、副理事長、会計管理者、事務局長、その他関係課長等であります。

報告いたします。

10番 谷口一男君より所用により本定例会を欠席する旨の届け出があり、受理いたしましたことをお知らせいたします。

「議事日程報告」

○議長（辻 泰久君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付した日程表のとおりであります。

「議席の指定」

○議長（辻 泰久君） 日程第1 議席の指定を行います。

魚津市選出の浦崎将隆君、山崎昌弘君、山本弘吉君、中田 尚君の議席は、会議規則第4条の規定により、ただいま着席いただいております議席を指定いたします。

「会議録署名議員の指名」

○議長（辻 泰久君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、議長において、4番 中田 尚君、11番 元島正隆君の両名を指名いたします。

「会期の決定」

○議長（辻 泰久君） 日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日と定めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 泰久君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

「議案第8号から議案第10号まで並びに報告第1号及び報告第2号」

○議長（辻 泰久君） 日程第4 本会議に付議されております議案第8号から議案第10号まで並びに報告第1号及び報告第2号を一括議題といたします。

「提案理由説明」

○議長（辻 泰久君） 提案者の説明を求めます。

理事長 澤崎義敬君。

○理事長（澤崎義敬君） 本日ここに、新川広域圏事務組合議会7月定例会が開催されるに当たりまして、新川広域圏事務組合の主要事業の経過について申し上げますとともに、今議会に提案いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

初めに、入善町板屋地区で平成20年度、21年度の2カ年継続事業で進めてまいりました新し尿処理施設は、予定どおりに施設整備を完了いたしまして、本年4月1日より施設名を「クリーンぼ〜と」として供用を開始しております。供用開始から3カ月余りたちましたが、順調に稼働しておりまして、これからも周辺環境に配慮しながら、安全で効率的な管理に努めていく所存であります。

次に、宮沢清掃センター最終処分場対策につきましては、新たな処分場の整備に向けまして、近隣地区との地元説明会などを開催しながらご理解とご協力をお願いしてまいりましたが、地元説明会が長引きまして、21年度中に執行できなかつた事業費の一部を繰越明許せざるを得ない状況となりました。新たな処分場の整備は、新川広域圏として必要不可欠な事業でありますので、引き続き整備に向けて精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、最終処分場の延命化を図るため、ビニプラ類の減容物の処理につきましては、本年4月より、民間処理委託を開始しております。

次に、ケーブルテレビ事業について申し上げます。

平成21年度において取り組みましたデジタル化施設整備事業が完了いたしまして、自主制作番組のデジタル放送を開始しているところであります。ケーブルテレビの加入状

況につきましては、本年4月から6月末までに139件の加入がありました。6月末日現在、加入件数2万1,793件、加入率は約78%となっております。

今後、より一層の加入促進及びデジタル化への普及に努めてまいりたいと考えております。

それでは、今定例会に提出いたしました議案並びに報告案件についてご説明申し上げます。

議案第8号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。これは育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、雇用保険法の一部を改正する法律、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正、並びに人事院勧告による法律等の改正に伴い、育児休業等を行うことができる職員の範囲を見直すため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第9号 平成21年度新川広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成21年度歳入決算額は25億1,446万5,881円、歳出決算額は23億6,089万7,193円。この結果、歳入歳出差引額は1億5,356万8,688円となっております。

次に、議案第10号 平成21年度新川広域圏事務組合CATV事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成21年度歳入決算額は11億3,456万1,821円、歳出決算額は10億9,076万3,638円。この結果、歳入歳出差引額は4,379万8,183円となっております。

これらの決算につきましては、6月23日に監査委員の審査を経ましたので、監査委員の意見書を付して、地方自治法第233条第3項の規定に基づき議会の認定に付するものであります。

次に、報告第1号 平成21年度新川広域圏事務組合一般会計継続費精算報告書についてであります。これは、平成20年度、21年度の2カ年継続事業でありました新し尿処理施設整備事業費の完了を受けまして、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告をするものであります。

最後に、報告第2号 平成21年度新川広域圏事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。これは、宮沢清掃センター最終処分場対策事業において、平成21年度で予定しておりました業務のうち、用地取得などの一部業務を終えることができず、歳出予算の経費のうち、7,800万円を繰越明許いたしましたので、地方自治法施行

令第146条第2項の規定により報告するものであります。

以上で、議案及び報告の説明にかえたいと存じますので、何とぞ慎重ご審議の上、議決をいただきますようお願い申し上げます。

「一般質問」

○議長（辻 泰久君） 日程第5 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑に入ります。

発言の通告を受けておりますので、順次発言を許可いたします。当局からそれに対する答弁を求めます。

4番 中田 尚君。

○4番（中田 尚君） 私は、小児急患センターの運営について質問いたします。

昨年の決算議会では、2008年度新川広域圏事務組合一般会計決算に関して、小児急患センターの運営について議論となりました。私は、昨年12月の組合議会で、組合理事会の合意の上でこの施設が移動したのかを尋ねましたが、この質問に関して改めてお尋ねをいたします。

同小児急患センターは、黒部市民病院内の地域救命センターに併設されました。設立された時点で組合は、工事請負費及び備品購入費として966万円余を支出しております。財源は、広域圏事務組合の構成団体である市町の分担金と県補助金であります。会計上、このように処理されているわけでありますから、当然、同小児急患センターの設備、備品で、組合の財産として調書に記載されるべき対象のものがなければなりません。同小児急患センターの財産はどうなっているのか、教えてください。

以上であります。

○議長（辻 泰久君） 理事長 澤崎義敬君。

○理事長（澤崎義敬君） 小児急患センターの備品購入費の決算にかかわる質問でございます。

新川医療圏小児急患センターは、新川医療圏における第一次の小児救急医療体制の整備を目的に、県の強い要請によりまして、黒部市民病院が運営主体となり、平成17年10月24日に黒部市民病院の新川地域救命センター内に併設し、開設されたところでございます。

小児急患センターの開設に当たりまして、収支は赤字にならないという県の説明や、

圏域に小児救急体制を早急に整備する必要がある実情を踏まえまして、最終的に理事会として同意した経緯がございます。その後、平成20年7月1日から、地域救命センター内から診察室を独立させて、別室へと移設して運営されているところでございます。医療法上、小児急患センターは黒部市民病院の施設の一部となりまして、施設の管理責任者は黒部市民病院となるわけでありまして。

小児急患センターの開設によりまして、それまで第一次救急医療として広域圏が運営主体となって実施してまいりました新川地区休日夜間急患医療センターは、平成17年度で休止し、平成18年度で残ってございました起債約1,130万円を繰上償還し、18年度末で廃止したところであります。

これに伴いまして、新川広域圏の規約を改正いたしまして、共同処理する事務の中から、休日夜間急患医療センターの設置、維持管理、運営の字句を削除いたしまして、新たに小児急患センター事業にかかわる分担金の受け入れと、実施病院に対する補助金の交付に関する事項をつけ加えたところでございます。

また、小児急患センターの開設及び運営に要する費用に補助金を交付するための補助金交付要綱も同時に定めたところであります。

小児急患センターの開設に当たりましては、道路案内用看板や設置費及び電子カルテシステム改修費の工事請負費687万7,000円、電子カルテ端末やプリンター及び診察室で必要な機器、物品の備品購入費279万円を合わせ、総額966万7,000円が開設費用としてかかっておりまして、財源については、県の補助金が200万円、残りの766万7,000円につきましては、開設に要する経費として当時の2市3町で分担金として支出しております。

この分担金につきましては、補助金交付要綱によりまして、病院側へ補助金として出された性格のものでありまして、購入備品は病院側で財産登録・管理されているところであります。

小児急患センターは、開設から5年目を迎えておりますが、医療現場の状況や患者の動向も変化している中、医師の確保も厳しい状況になってきているのが現状でございます。昨今の医師不足が深刻な状況の中で、新川医療圏における小児急患センターを含めた救急医療体制の充実と安定的な運営が課題となっております。今後、県、医療機関、地元医師会などを交えて、協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（辻 泰久君） 4番 中田 尚君。

○4番（中田 尚君） 議案との関係から、理屈としては、一応表向きは成り立つようになります。しかし、一たん会計で予算を計上されて、工事請負あるいは備品購入費という名目が上がっているということになれば、その備品がどこへ移ったかなどがきちんと事務処理されていかなかったら、設置したものの、予算が執行されていったものがどこに存在するのかということがわからなくなってくる可能性が非常に高い。そういった点では、非常にややこしい運営の仕方をしている。ややこしい運営の仕方をしていると、そこから出てきたいろんな現象がややこしい議論に発展するという問題が、昨年の決算議会の議論の一つになったのではないかと思います。

このことを教訓としながら、今後のあらゆる事業を原則的で——私は柔軟であって結構だと思いますが、原則を逸脱した柔軟性というのはありません。原則があって初めて柔軟性が伴ってくるわけです。そういった点で、理事長、物の道理としてどのように考えておられるか。原則的でなければならぬと思いますが、どうですか。

○議長（辻 泰久君） 理事長 澤崎義敬君。

○理事長（澤崎義敬君） ご指摘のとおり、あるいはまた今答弁申し上げましたように、小児急患という現状に対応するにはどうしても必要な施設として、この小児急患体制を黒部市民病院を核として開始したわけですが、その間、別の診察スペースへ移設されたということも報告申し上げたとおりでございます。これらについては、それぞれ協力機関同士でございますので、連携をよくしていくためにも連絡を密にしながらやっていくべきだろうと考えております。

なお、備品の確認等につきましては、現在移設をしているということでございますが、毎年、決算報告の中に備品台帳などで備品の有無についても確認しておりますので、今後ともそういったところで支障のないようにしてまいりたいと思います。

○議長（辻 泰久君） 4番 中田 尚君。

○4番（中田 尚君） 県の医療行政が便宜主義になってはならないと私は思います。地域住民の医療に対するいろいろな要望が本当に十分把握されて、4つの医療圏につくられたのかどうか。県の医療行政上、何か都合のいい形で進めようなどというのは、実際利用する住民の側に立っているかどうかということになると、必ずしもそういうことがない場合が出てまいりますよね。そういった点で、いろいろ申したいことがあるわけですが、それはわきに置きまして、私は一住民としても、新川地域の医療が住民のそれぞれの要望に応じて十分なされていくという点では、最低限、3つの公的病院それ

それが成り立つということが住民にとっては最も幸せな内容であろうと思います。

そういった点で、新川広域圏事務組合としての仕事もありましょうが、そこを構成する4つの団体と、そこに住む住民に最もふさわしい形態はどのようなものであつてしかるべきかということを中心に考えていく必要があるかと思ひます。そういった点では、医療の問題ということで限定するならば、私は最低限、3つの公的病院それぞれが順調に発展する方向というものを常に持って、理事長、理事会が今後の医療行政に当たってほしいということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（辻 泰久君） 以上で通告を受けていました質問、質疑は終わりました。

ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 泰久君） ないようですから、質問、質疑を終わります。

「議案の常任委員会付託」

○議長（辻 泰久君） ただいま議題となっております議案第8号から議案第10号までについては、各常任委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会審査のため暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（辻 泰久君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に開催されました第2委員会における副委員長の互選の結果をご報告いたします。

副委員長に、山崎昌弘君が互選されました。

「各常任委員会委員長報告」

○議長（辻 泰久君） 日程第6 議案第8号から議案第10号までを一括議題とし、各常任委員会委員長からの報告を求めます。

なお、第1委員会委員長の谷口一男君が欠席ですので、副委員長の松原 勇君より報

告を求めます。

第1委員会副委員長 5番 松原 勇君。

○第1委員会副委員長（松原 勇君） それでは、第1委員会の審査の結果を報告いたします。

本定例会において、当委員会に審査を付託された案件は、議案第8号、議案第9号 平成21年度新川広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定中、当委員会の所管部分並びに議案第10号でありました。

委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたところ、いずれも全会一致により原案どおり可決、認定することに決しました。

なお、委員から意見として、収入未済額の磁性物売却代金について、早急に理事会で結論を出すべきという意見も出ておりました。

以上で第1委員会の委員長報告といたします。

○議長（辻 泰久君） 第2委員会委員長 12番 梅澤益美君。

○第2委員会委員長（梅澤益美君） 第2委員会の審査報告をいたします。

本定例会において当委員会に審査を付託された案件は、議案第9号 平成21年度新川広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定中、当委員会所管部分でありました。

委員会を開催し、慎重審査いたしましたところ、全会一致で原案どおり認定することに決しました。

審査の過程で、厳しい世の中の情勢ではありますが、予算見積もりで不用額がなるべく少なくなるように、慎重にさせていただきたいと、かような意見がございました。

以上で第2委員会委員長報告を終わります。

○議長（辻 泰久君） 以上で各常任委員会委員長の審査報告が終わりました。

「質 疑」

○議長（辻 泰久君） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 泰久君） 質疑なしと認めます。

これもちまして、質疑を終わります。

「討 論」

○議長（辻 泰久君） これより討論に入ります。

何かご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 泰久君） 討論がないようですから、討論を終わります。

「採 決」

○議長（辻 泰久君） これより採決を行います。

各常任委員会委員長の報告は、議案第8号から議案第10号まではいずれも原案どおり可決、認定すべきとの報告であります。

ただいまの議案3件について、原案どおり可決、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 泰久君） ご異議なしと認めます。よって、ただいまの議案3件は原案どおり可決、認定されました。

「議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査」

○議長（辻 泰久君） 日程第7 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査について議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元にお配りいたしました申出一覧のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 泰久君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

「閉 会」

○議長（辻 泰久君） 以上で日程はすべて終了し、本定例会に付議されました案件はす

べて議了いたしました。

議員各位、理事者の皆様並びに報道関係者には誠意をもってご協力いただきましたことに対し、本席から厚く御礼申し上げます。

これをもちまして、平成22年新川広域圏事務組合議会7月定例会を閉会いたします。

午前11時45分 閉会